

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

昨年3月11日に発生した東日本大震災及びさまざまな理由により、生活困窮や子育て等に関する問題を抱える父子家庭が増加しています。

児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりましたが、母子家庭が受けられる支援制度の多くは、父子家庭では受けられる状況にありません。

よって、国におかれては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関し、下記の事項について速やかに実施するよう強く要請します。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費等事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月22日

上田市議会議長 南 波 清 吾